

【随時受付】令和7年度競争入札参加資格審査申請書の受付について

令和7年度において、南部町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・役務等の競争入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行いますので、競争入札に参加を希望される方は、申請書類を提出してください。

すでに資格者として名簿に登載されている者は申請の必要はありません。

ただし、希望業種の変更（追加や削除）がある場合は、変更届の提出が必要となります。

なお、資格者名簿に登載された場合でも、直ちに発注または入札の指名があるということではありませんので、ご注意ください。

令和8・9年度の定期受付については、12月上旬頃にホームページへ掲載します。

- 受付期間 令和7年10月29日（水）～
 ※ 窓口の混雑緩和のため、郵送での提出にご協力をお願いいたします。
 詳しくは、「1. 提出方法」をご確認ください。

- 受付日時 開庁日の午前8時30分～午後5時00分 ※正午～午後1時を除く
 （持参）

- 有効期間 認定された日～令和8年3月31日
 ※ 毎月末締切、翌月中旬頃の認定となります。
 認定された場合は、メールでお知らせします。
 発注または入札へは、認定日以降の通知または公告から参加できます。

- 提出先/問い合わせ先
 南部町役場 総務課 管財班
 〒039-0592 青森県三戸郡南部町大字平字広場28番地1
 電話番号：0178-76-2111 FAX番号：0178-38-5974
 メールアドレス：nyusatsu@town.aomori-nanbu.lg.jp
 ※ 様式等ダウンロードできない場合は、上記メールアドレスへご連絡をお願いいたします。
 （メールで様式等を送付しますので、メールでのご連絡をお願いします。）

1. 提出方法

- (1) 受付開始日 令和7年10月29日(水)
- (2) 受付日時 開庁日の午前8時30分～午後5時00分(正午～午後1時を除く)
- (3) 提出方法 郵送または持参
※ 窓口の混雑緩和のため、郵送での提出にご協力ください。
- (4) 提出先 南部町役場 総務課 管財班
〒039-0592 青森県三戸郡南部町大字平字広場28番地1
※ 令和3年8月に庁舎が移転し、提出先住所が変更になっています。
送付先が違くと返送になりますので、ご注意ください。

(5) 注意事項

① 郵送の場合

- ▶ 封筒の表に「競争入札参加資格申請(令和7年度)」と朱書きしてください。
 - ▶ 配送方法の指定はありませんが、配送の追跡ができるものを推奨します。
また、郵便配達サービスの変更に伴い、書類が届くまで、日数を要しています。
締切間近に申請する方は差し出す際に、到着日時の確認をお願いします。
 - ▶ 受領書(任意様式)を希望される方は、
 - ・ 受領書と返信用封筒(返信先住所、商号(氏名))を記入し、110円切手貼付)
 - ・ 官製はがき(表面: 返信先住所、商号(氏名) 裏面: 受領書)のいずれかを同封してください。
受領書の様式は任意です。官製はがきの裏面へも様式の印刷をお願いします。
- ※ 令和6年10月から郵便料金に変更となっております。申請書類や返信用封筒、官製はがきの料金をご確認ください。なお、受領書の郵便料金が足りない場合は、「料金受取人払い」で返送しますので、ご了承ください。

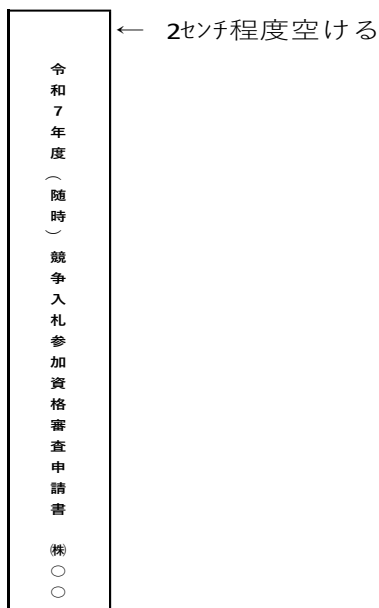
② 持参の場合

- ▶ マスクの着用については、個人の判断に委ねることとしていますが、手指の消毒等、基本的な感染防止対策を講じるようお願いします。
感染症等が流行している時など、特に感染対策を講じる必要がある場合は、マスクの着用をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。
- ▶ 窓口での提出の場合、書類をお預かりし、不備がある場合は確認後にご連絡しますので、ご了承ください。
- ▶ 受領書を希望される方は、受領書(任意様式)をご持参ください。

2. 申請書および添付書類

- (1) 申請書及び添付書類は「令和7年度（随時受付）競争入札参加資格審査申請書チェックリスト」の提出書類を参照してください。
- (2) 申請書及び添付書類は、チェックリストの「申請者確認欄」にチェックをし、チェック済みのリストを鑑とし、リストの番号順に並べて、A4のフラットファイル（紙製）に閉じて提出してください。（書類をクリップ等で留めないでください。）ファイルの色は、次のとおりです。
- 建設工事：ブルー / 測量・建設コンサルタント：イエロー / 物品・役務：ピンク
- ファイルの背表紙には、「令和7年度（随時受付）競争入札参加資格審査申請書」と商号又は名称を記入してください。手書き、テプラのいずれかでお願いします。ファイルの背表紙の上2センチ程度は空けてください。（番号を記入するため。）

<背表紙記載例>



- (3) 各証明書は、参加資格申請の日から遡って3か月以内に発行されたものを添付してください。原寸大かつ鮮明なものであれば、写しでも可とします。
- (4) 各申請書について
- ▶ 様式内に日付を書く欄がある場合は、提出する日を記入してください。
 - ▶ 押印（実印、会社印、代表者印 等）の記載がない様式は押印不要です。
 - ▶ 会社印等は、印影が分かるように鮮明に押印してください。
 - ▶ 消せるボールペンや鉛筆、シャープペンでの記入はしないでください。
- (5) 申請書および添付書類に不備がある場合は、受理できません。書類がすべて揃い、受付した日を受理日とします。（郵送による提出の場合も同様です。）

(6) 納税証明書について

		法人	個人	備 考
国税	法人税	○		○法人→納税証明書「その3の3」 (法人税と所得税及地方消費税に未納の税額がないことの証明)
	所得税		○	○個人→納税証明書「その3の2」 (申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことの証明)
	所得税及び地方消費税	○		
県税	法人都道府県民税	○		最近1年分 ※委任状(様式共通01)を提出する場合、その委任先の納税証明書(未納がない証明書等)も添付してください。 (委任元(本社、本店等)と委任先(支社、支店、営業所等) 両方の証明書等が必要です。)
	法人事業税	○		
	個人事業税		○	
市町村民税	南部町が課税する税目	△	△	最近1年分 ※未納がない証明書等 ※南部町での課税がある場合のみ添付

- ▶ 納税証明書は、参加申請の日から遡って3か月以内に発行されたものを添付してください。
原寸大かつ鮮明なものであれば、写し可です。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により国税の納税猶予や換価猶予を受けており、納税証明書(その3の3又は2)の交付を受けられない場合は、下記の書類を提出してください。
 - ① 納税猶予許可通知書又は換価猶予許可通知書の写し
→ 新型コロナウイルス感染症の影響により法人税、消費税、地方消費税(個人の場合は所得税、消費税、地方消費税)のうちいずれか1つ以上の納税猶予又は換価猶予を受けていることが分かるもの。
 - ② 法人税、消費税、地方消費税(個人の場合は所得税、消費税、地方消費税)の納税証明書(その1)の写し
→ 猶予を受けている税額を除き、未納額がないことが分かるもの。
- ▶ 国税の納税証明書は、インターネット等を利用して交付請求を行い、納税証明書を受け取る(税務署窓口又は郵送)ことができます。また、令和3年7月から導入された電子納税証明書(電子ファイル)で取得することができます。(電子納税証明書は、印刷の上、提出してください。)
詳しくは、国税庁e-Taxホームページをご覧ください。か、所轄の税務署へお問い合わせください。

3. 提出後の変更

申請書を提出した後、申請書の内容に変更があった時は、「競争入札参加資格審査申請変更届」を提出してください。(任意の様式、共通様式でも可。)

提出の際には、事実を証する書類(写し可)を添付してください。

また、免許または許可等の有効期限が満了となる場合は、当該免許等を更新の上、変更届とあわせて許可証等の写しを提出してください。

4. よくある質問

- ▶ 申請書に押印は必要か。
（印）のある場合のみ必要です。
※参加資格審査申請書は不要です。
- ▶ 納税証明書は市町村民税も必要か。
南部町での課税がある場合のみ必要です。
南部町での課税がない場合は、国税と県税（委任者と受任者のどちらも）となります。
2. （6）納税証明書についてをご覧ください。
- ▶ 証明書はコピーでも良いか。
鮮明かつ原寸大であれば、コピー可です。
複数ページになる書類（財務諸表等）は両面コピーとしてください。
- ▶ 工事経歴書や技術者一覧表は会社の様式でも良いか。
同内容であれば、他様式（会社の様式）でも可です。
- ▶ 受領書は送ってもらえるか。
任意様式の受領証と返送用封筒を同封してください。（官製はがきも可）
なお、受領済みかどうかの確認は、電話ではできませんので、受領証を同封するか、申請書類を提出する際に、追跡ができるものとしてください。